

# 除雪・通行止めにご協力ください



☎ 建設課管理係（市役所 3階 ☎23-3331内線363~365）  
大滝総合支所地域振興課（☎68-6111）

道道についてのお問い合わせ

胆振総合振興局室蘭建設管理部洞爺出張所（☎76-2111）

道路の適正な使用にご協力を！

子どもの雪遊びでの飛び出しはキケン！

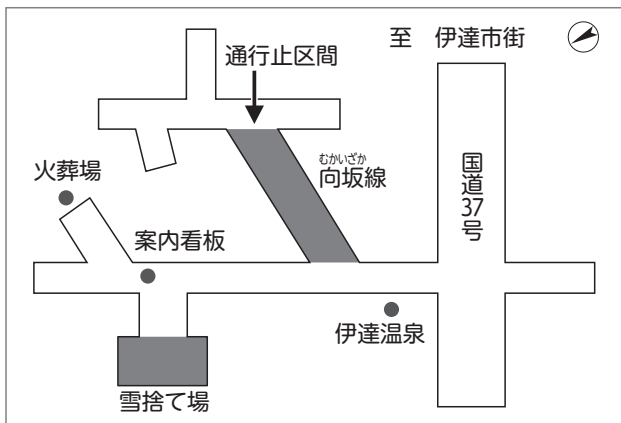
道路から家庭までの除雪にご協力を！

車道へ雪を捨てないで！

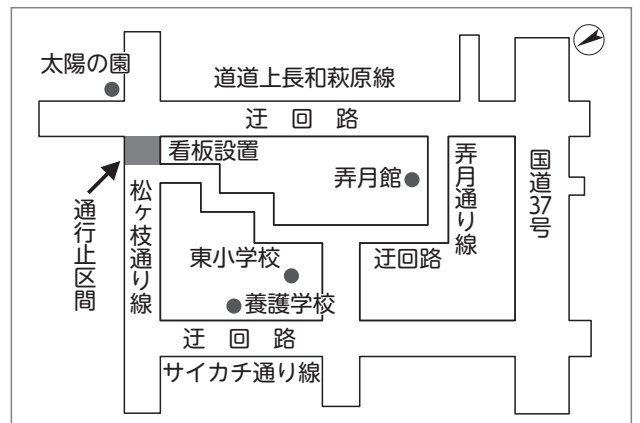
除雪車には近寄らないで！

路上駐車は絶対にやめて！

雪捨て場・通行止区間（3月31日まで）



通行止区間（3月31日まで）



# 所得税・住民税の申告は お早めに！

住民税（市・道民税）制度の一部が変わりました。

問

税務課市民税係（市役所1階⑫番窓口 ☎23-3331内線-264）  
大滝総合支所地域振興課（☎68-6111）

申告期限は

**3月15日(木)**

## 個人住民税 扶養控除の見直し

所得税の扶養控除の見直しに伴い、平成24年度からの個人住民税の扶養控除も見直しが行われ、次のように改正されました。

① 扶養親族のうち、16歳未満の方に  
対する扶養控除（33万円）は廃止  
されます。

なお、16歳未満の扶養親族が障害  
者である場合、障害者控除（障害  
者26万円、特別障害者30万円、同  
居特別障害者53万円）は適用され  
ます。

② 平成24年度から、特定扶養親族の  
うち、16歳以上19歳未満の方に對  
する扶養控除の上乗せ部分（12万  
円）は廃止され、扶養控除の額は  
33万円になります。

なお、19歳以上23歳未満の特定扶  
養親族に係る扶養控除（45万円）、  
23歳以上70歳未満の扶養親族に係  
る扶養控除（33万円）および70歳  
以上の扶養親族に係る老人扶養控  
除（38万円）は、前年どおりです。



## 震災義援金と寄附金控除

控除対象寄附金が2千円以上で、  
所得税や住民税所得割が課税になる  
方は、申告することで所得税の還付  
や住民税が減額されます。

また、東日本大震災に係る、一定  
の要件を満たす寄附金および義援金  
は、寄附金控除の対象になります。

## 所得税確定申告・住民税申告の 受け付け

申告受付場所

市役所分庁舎（旧福祉センター）  
大滝総合支所

受付期間

確定申告 2月16日(木)～3月15日(木)

住民税申告 3月15日(木)まで

※土・日・祝日は除く

受付時間

午前8時45分～11時30分

午後1時～4時30分

※確定申告の初日、2月16日(木)から  
数日は特に混み合いますので、時間  
に余裕をもってお越しください



営業・不動産などの事業（青色申告  
含む）を営む方、土地・建物・株の  
譲渡（売買）、山林所得のある方は、  
室蘭税務署での申告をお願いします